

はじめに

ここでは9・10世紀の「海賊」の考察を行なうことによって、例えば戸籍・計帳、班田収授法で人間と土地を直接把握していた律令国家の動揺・解体、中世封建制社会を準備した王朝国家⁽¹⁾への移行の中で、如何なる事態が進行しているのかという整理の一助にしたい。

さて「海賊」という言葉からは、中世の瀬戸内・志摩等の海賊衆、もしくは海上を横行し、往來の船や沿岸地域を襲って、財貨を強奪する盜賊⁽²⁾というイメージが浮かぶが、果して盜賊的なものであったのだろうか。支配階級の眼を通して「海賊」と史料に記されているのではあるまいか。

ここでは、当該期の「海賊」がどのような存在であったのか、また何如なる活動をしているのかということを取り上げ、最初の問題設定に迫りたい。

1 「群盜」＝「凶党」の系譜と「海賊」

907（延喜7）年成立の、三善清行が著した『藤原保則伝』は、動揺しつつある律令国家で、一定の政治的役割を担ったとされる、「良吏」＝理想的律令官人としての藤原保則の賞讃伝記としてまとめたものである。ここには保則の人格、政治的対処等が称えられているが、そのことよりも、当時の人々の律令国家に対する行動が印象的に窺える。

ちなみに「良吏」は、中央政府にとっての地方官の位置付けであって、円滑な班田農民の把握と国家的収奪の確保が要求されており、裏返って「悪吏」に成り得り、9世紀末から10世紀初頭にかけて、その政治的位置・役割を喪失していく存在である。

この伝記に、保則が大宰大貳として九州に在った時、次の様な記述がある。

其筑前筑後肥前三国、尤為群盜之數沢焉、郷閭騷擾、道路隔絶、人民有蓄積者、皆被殺略、行旅有資儲者、無有令治、前年府官及国司、発兵捕殺、凶党弥熾、不能禁止、實際筑後国では883（元慶7）年に、「群盜百許人困守從五位上都朝臣御西館、射殺御西、掠奪財物、」という事件が起こっており、「群盜」の構成員からして国衙内部の紛争が原因と考えられるが、「群盜」が国守に直接武力行動を以って臨んだことに注意したい。

『藤原保則伝』では、「群盜」＝「凶党」を組織するのが「流浪之輩」、「良家子弟」、「旧吏僕從」であると述べてあるが、「流浪之輩」こそ「富豪浪人＝富豪層」と呼ばれる存在であろう。彼等は農村で律令制を解体させた中心勢力で、大量の稻穀などの動産を蓄積して、私営田、私出挙を営み、班田農民の没落と「富豪層」への従属が進行して、律令制の基盤が崩壊するのである⁽⁶⁾。この「群盜」を組織する「渠師」として、豊後前介中井王が挙げられる。彼は解任後も私営田経営に於いて、郡司・百姓を暴力的に取り込んだのであり⁽⁷⁾、この行動を支えたのが、「結党郡居」し、「同惡相濟」する「凶党」であろう。また彼等は、在地に於いて初期莊園の経営に努め、それは国務を妨げるという形で発展、濫立してくるのである⁽⁸⁾。

『藤原保則伝』ではこの「群盜」について、「国之民大半為盜、今悉捕而殺、則里落之内、闕而無人」としており、有勢浪人（＝「群盜」を組織する「流浪之輩」）の検括命令に際し、「土民許容而不申⁽⁹⁾」とあるように、班田農民と「結合」していたのである。

このように「群盜」＝「凶党」は、律令国家に武力を以って闘う存在であると共に、在地の有力者の支配の為の暴力装置という二重

の性格を有しており、この「群盗」＝「凶党」の一翼を担うものとして「海賊」を捉えることができるのではあるまいか。

799(延暦18)年に、備前国児島郡では「勢家豪民」が山野浜島を占有してしまい、住民は製塩業を妨げられて貧窮化して行くのであり、844(承和11)年には、他国の漁人等3千余人が「王臣家牒」に依り淡路国へ来襲し、住民に暴行を加え、山林を伐損する等の蓋悪に及んでいる⁽¹⁰⁾。これらは院宮王臣家等の初期荘園(＝私的大土地所有)獲得の動きと、「群盗」＝「凶党」との結託の様相を示すものだろう。

866(仁和3)年に菅原道真是守として讃岐国に赴任し、そこで民衆像を捉えて「寒早十首」を詠んでいる。道真の観るところでは、彼等は何れも貧しく、寒天下の生活に苦しむ者である。その中で、海で生活する人々に関しては「賃船人」、「釣魚人」、「売塩人」が挙げられる。「賃船人」は水上交通・運輸に携わる人々、即ち水手・舟子・楫取等のことで、彼等は耕地を有さず、専ら雇用されて生計を立てる者である。「釣魚人」も農業を行なうのではなく、捕獲した魚で租税に充てている。「売塩人」は零細な製塩を行なう者で、「豪民」の利潤独占に依って貧窮しているわけだが、この「豪民」こそ、例えば債務関係等を通じて海で生活する人々を組織し得たであろうし、同様のことが「賃船人」の雇用主にも言えるだろう。そしてこのようにした組織されたものが、「海賊」の実体を為すものと考えられる。

既に8世紀の中頃より、「官人百姓商旅之徒、從豊前国草野津、豊後国々崎坂門等津、任意往還擅漕国物、」のであり、「件三津尚多奸徒」と中央政府に認識されている⁽¹¹⁾。また太政官符で、市津・要路等の「人衆狼雑之処」に偵邏を設けて捕獲の賞を募ったように⁽¹²⁾、「海賊」は一般民衆の中に紛れ込んでいたのである。

次に、「海賊」の活動を、9世紀の「群盗」

＝「凶党」の動向、ひいては行範な律令国家に対する闘いを確認しながら観て行きたい。

2. 9世紀の律令国家に対する闘いと「海賊」

『続日本後紀』では、838(承和5)年2月9日条に、「畿内諸国群盗公行、放火殺人、下知国司、令以糺勘」とあり、翌10日条には、「令山陽、南海道等諸国司、捕糺海賊」とされている。東国に於いても「凶猾成党、群盗満山」という情況で、武蔵国、上総国、下総国に検非違使が設置されており⁽¹³⁾、9世紀中葉から全国的に「群盗」＝「凶党」の活動が熾んになってくる。

東国の「群盗」＝「凶党」の主体を為すものとして、870(貞観12)年に上総国司に下した太政官符で、「彼国夷俘等、猶挟野心、未染華風、或行火烧民室、或持兵掠人財物、凡群盗之徒、自此而起⁽¹⁴⁾」とされているように、俘囚＝蝦夷の存在を忘れてはならない。878(元慶2)年に出羽国で勃発した大規模な蝦夷の叛乱である元慶の乱に於いて、「秋田河以北為己地⁽¹⁵⁾」としたように、自らを困窮に追い込む律令国家からの離脱を目指したのである。中央政府は鎮庄の為に藤原保則を出羽権守として派遣し、『藤原保則伝』では蝦夷が直ちに保則の「教化」の下に服したように記されているが、保則は蝦夷に対する妥協的態度で臨んだのであり、実質的に有効な対処をしていない。この叛乱が終結したのは、蝦夷の主体的力量と自然条件に依るものである。

実際奥羽では、9世紀後半から10世紀前半にかけて蝦夷の叛乱が頻発しており⁽¹⁶⁾、三善清行は有名な「意見十二箇条」で、「臣伏見陸奥、出羽兩國、動有蝦夷之乱」と述べている。

東国の「群盗」＝「凶党」の活動は、9世紀末には広範なものになり、889(寛平元)年には「東国賊首物部氏永」を中心に蜂起し、「追捕之間、己以及昌泰」というように、約10年かけても鎮圧されなかった⁽¹⁷⁾のであり、おそらくは「延喜元年二月東国乱」に直結するものであろう。また東海道・東山道の広範

な地域で活動した僦馬の²¹兎も注目され、やがて平将門の乱に繋がって行く下地ができてきたと考えられる。

さて「海賊」の活動は、貞観期(859~877年)に至って激しくなり、862(貞観4)年に、讃岐国で「進官米」を掠奪し、²²「綱丁」を為る「百姓十一人」を殺害している。中央政府は、具体的には、国司に肅清を求め、五保の制を固め、市津に偵邏を設けて捕獲の賞を募ったり、俘囚を招募して搜索命令を出すなどの対策を講じ、度々検括命令を山陽・南海道に出している。²³しかし「凡可捕件賊之状、頻繁仰下、督促殷懃、其後、播磨、備中、備後、阿波等国、相尋言上獲賊之状、而今寇盜難休」と効果は上らず、その一因として、「国司等欲消一境之咎、不慮天下之憂、天尽謀略、不精搜捕之所致也」と各国司相互間の連繫不足が挙げられるが、²⁴おそらく「海賊」は、各国の枠を超えて活動したのだろう。彼等は、「往々成群、殺害往還諸人、掠奪公私之雜物」という存在で、²⁵「水浮陸行」と海上だけでなく陸上でも活動し、「萍浮南北、唯殉其利、不恤其居、追捕則鳥散、竟縦則鳥合、²⁷」と行動半径が広く、流動的なものだったのである。このような「海賊」が広範に結集したのが10世紀中葉の藤原純友の乱であるが、既に9世紀後半には、乱の主体的勢力が形成されていたと言えよう。

また9世紀には、郡司・百姓も律令国家に対して様々な闘いを繰り広げるようになり、857(天安元)年の大宰府飛騨によれば、対馬嶋の郡司が「率党類三百許人」いて守立野正岑を射殺している。²⁸884(元慶8)年には、石見国で守上毛野氏永が襲撃・監禁されるという事件が起こっているが、これは氏永の「政乘法」=非法に依るものと考えられ、介、掾、郡司、百姓が同盟して氏永を襲ったのである。²⁹

一方、合法的な訴訟も熾んに行なわれている。834(承和元)年に、佐渡国百姓が守嗣根の非行を訴え、³⁰861(貞観3)年には、伊勢国百姓が介清原長統以下の不正を訴えている。³¹

また「頗有治名、多宰州県、」とも評価された弘宗王であるが、守を勤めた讃岐国、越前国で百姓に訴えられており、³²既に触れたように、国家的収奪の十分な納入が要求されている。「良吏」の本質を示唆するものである。

抑も『公式令』訴訟条、陳意見条、『獄令』犯罪事発条等で、百姓は非法な支配に対して訴える権利を有していたが、実際の訴訟に至るには律令の条文を知ることが必要で、当時の一般的な百姓が漢文で書かれた条文を読む知識を有していたとは考えられず、³³おそらく在地の有力層が介在していたのであろう。三善清行は「意見十二箇条」で、「請停止依諸国少吏并百姓告言訴訟差遣朝使事」とこのような訴訟を糾弾しているが、「比年任用之吏、或結私怨以誣告官長」と国衙内部での対立が顕著になり、「少吏并百姓」、「少吏賤民」と併列的に記されるように、彼等が国司に対抗する戦線として結合し得る状況であったと考えられる。

このような訴訟は、9世紀末には「百姓愁状」という形式をとって国司等の非法を弾劾する武器となっているが、この経験は、10世紀後半から11世紀中葉にかけての、「尾張国郡司百姓等解文」に代表される国司苛政上訴運動に受け継がれたのであろう。

また前に、中井王などの「群盜」=「凶党」を組織する「王臣子孫之徒」、「秩滿解任之人」等は、在地に於いて初期荘園の経営に務め、それは国務を妨げるという形で発展・濫立してくることに触れた。やがて非律令的な私物輸送量が増加するのだが、私的運輸力が伴わず、王臣勢家等の荘園領主は自らの輸送手段を確保する為に、官物の輸送機関を強奪するようになり、このことは「強雇」として9世紀中葉には政治問題化するのである。律令国家の交通、流通体系は、租税収奪を根幹とし、貢納交通の為の労働自体(運脚等)が収奪の意味を伴い、律令国家はその為に地方支配機構を動員するものであった。³⁴

894(寛平6)年の太政官符では、上総国・

越後国で官物運京の綱領に徴発された百姓が、「若此蓋悪」=「追妨駄馬」・「覆奪運船」する党類に加わり、他国へ逃亡することが見える⁸⁹。即ち、官物運京徭役を拒否した逃民が、「群盗」=「凶党」の一員として律令国家の収奪ルートに直接の打撃を与えており、そしておそらく留任国司等の在地支配層と結びつき、更に王臣勢家等の私物輸送を担ったのであろう。

「強雇」と「海賊」についての関係は、必ずしも明確ではない。しかし867(貞観9)年に、山崎・大津近辺での「強雇」が禁断されている⁸⁹。山崎が交通の要衝で都の外港的機能を果し、山崎橋周辺に「蔵屋舟船等」の集中が見られるように津頭に聚落が早くから成立していたことを考えると、このような場所で「強雇」が横行するのは当然想定できるが、内海地域に於いて、交通・流通の結節点では「強雇」が横行し、そこに「海賊」が参加していることは、これまでに観てきたその在り方、行動を通して、充分予想できることだろう。

以上のように、9世紀の「海賊」ひいては「群盗」=「凶党」の活動は、律令国家に対する広範な闘いのうねりの一翼を担うものとして捉えることができるだろう。またそれと共に、初期荘園を通じて、王臣勢家等の反律令的行動、自立権力化と結びついていたと言える。

次に、以上のことを踏まえて、10世紀の大規模な藤原純友の乱と、付随する問題について若干触れたい。

3 10世紀の「海賊」と藤原純友の乱

承平期(931~938年)に至ると、史料上「海賊」の活動が再び活発になる。これは貞観期の後、「海賊」が沈黙したわけではなく、『三代実録』の後国史が編纂されず、史料的空白部分の時期であることや、932(承平2)年に中央政府が「追捕海賊使」を任じて、国家的にその追討に乗り出したこと⁸⁹に関連する

だろう。それまでは国司の宰領に任せていたのだが、既に触れたように実際の効果が上がらなかったのである。

承平2年には「備前申海賊事等」⁸⁹、翌年には「南海国々海賊未従追捕、遍満云々、就中、阿波解状、今日、定遣国々警固使、」⁴⁰とあり、934(承平4)年には、兵庫允在原相安が諸家兵士、武蔵兵士を率いて追捕に向うが、「海賊」は年末に、伊予国喜多郡の不動穀3千石を奪取している⁴²。

このような情況の中で、藤原純友が「南海賊首」として登場してくるのであり、彼は伊予国日振島に本拠を置き、「賊船千余艘浮海上、強取官物、殺害人命、仍上下往来人物不通」という事態に至るのである⁴³。

中央政府は紀淑人を伊予守(大介)に任じ、追捕に当たると、その「寛仁」を聞いて「海賊」2千5百人が刑に就き、「魁帥小野氏彦、紀秋茂、津時成等合州余人」が帰伏してくる。淑人は彼等「前海賊」に接するに、「賜以衣食、班給田疇、下行種子、就耕教農」としたので、「民烟漸静、郡国興復」したという。この淑人の施策は、『藤原保則伝』に述べられているような「良吏」的なものである。しかし既に触れたように、「良吏」では地方政治の動揺を打開することは不可能で、一時的な静謐が訪れたに過ぎない。

なお『本朝世紀』天慶2年12月21条には、「前掾藤純友去承平六年可追捕海賊之由蒙宣旨」とあり、中央政府は一種の懐柔策として、純友を海賊追捕官に任じて淑人に協力させようとしたのではないかと考えられる。

939(天慶2)年に、再び純友を首領として「海賊」は蜂起し、以前にも増して激しい行動を取るようになる。年末には摂津国菟原郡須岐駅で、備前介藤原高と播磨介島田惟幹を捕え、子高の子息を殺害している⁴⁵。彼等の前線は平安京まで延びており、京内の「盜賊」⁴⁶と称された人々の活動と繋がっていた可能性も考えられ、「此比、東西二京連夜放火、依之男送夜於屋上、女運水於庭中、純友士卒交

京洛所致也⁽⁴⁷⁾という状態であった。翌年の正月には、当時の太政大臣藤原忠平は「左丞相来議、秦可叙純友五位事」と日記に記しているが、これは東西の叛乱（東国では平将門の乱）という状況の中で、中央政府は「海賊」に対して懐柔策をとろうとしたのではあるまいか。そして2月25日に、将門の戦死の報がもたらされると、中央政府は全力を挙げて「海賊」に立ち向うのである。

実際「海賊」の活動は広範囲に亘り、2月には淡路国を襲撃して兵器を奪取し、山崎津を焼いている⁽⁴⁸⁾。8月には讃岐、伊予を襲撃し、備前、備後の兵船を焼き払い、その後も周防国の鑄銭司を焼いている⁽⁴⁹⁾。また太平洋側の土佐国八多郡でも戦鬪が行なわれている。このように、940(天慶3)年には「海賊」の勢力が強く、中央政府は鎮圧など及ばない状況で、その軍事力の限界を示すものである。

しかし翌年、「純友次将藤原恒利脱賊陣、竊逃来、着国風処」から戦況は一変する。恒利は「能知賊徒宿所隠家并海陸両道通塞案内」という人物で、内部事情を把握できた中央政府は次々と「海賊」を打ち破る。そして一旦は大宰府を襲撃するのだが、小野好古、藤原慶幸、大蔵春実、源経基等の追討軍に敗れて「海賊」は四散し、純友は本拠の伊予へ逃がれるが、子息と共に橘遠保に討たれている⁽⁵⁰⁾。

また与党も10月までに各地で追捕され、佐伯是基は日向国を襲ったが生獲られ、豊後国を襲った葉原生行は斬首されている⁽⁵¹⁾。また藤原文元、文茂、三善文公は備前国邑久郡に上陸し、播磨国赤穂郡の合戦で文公は戦死し、文元、文茂は但馬国朝来郡の賀茂貞行を頼ったが、そこで殺されている。こうして「今月(=11月)以後、天下安寧、海内清平」とされるのである。

上記のような「海賊」は、掠奪を生業としていたわけではない。紀淑人の「寛仁」の下に、一旦はいわば律令制下の「公民」に復帰すると史料に記される存在であって、かつ

「寒早十首」の「賃船人」、「釣魚人」、「売塩人」のように、漁業、運輸、交易等に従事していたのである。そして彼等を組織するのが「豪民」であって、それは「富豪層」と呼ばれる存在と考えられる。純友亡き後、各地で追捕された佐伯是基、葉原生行、藤原文元、文茂、三善文公等も、「海賊」の活動の広がりを見ると、いわば「豪民」として、各地に何らかの関係を持っていたのではあるまいか。そして指導的地位を占めるのが「魁師」で、純友は「魁師」の組織する「海賊」の連合軍の首領であったと考えられる。

さて問題は、「海賊」がこの叛乱を通じて何を目標したのかということである。例えば蝦夷が元慶の乱に於いて、「秋田河以北為己地」と律令国家から離脱しようとしたことや、平将門が平安京に類似したものであっても、関東に独立国家を樹立しようとした⁽⁵²⁾ことは見受けられない。これは純友の主体の在り方にも依るかも知れないが、「海賊」が土地に根ざしていないこと、行動半径が広く流動的な性格が関連すると考えられる。平将門、藤原純友の乱以降、東国は叛乱の頻発地帯になったのに対し、中央政府の警備の強化も相俟って瀬戸内の「海賊」の叛乱は見られず、彼等が統一されるのは平氏に依ってであり、平清盛の政権を支えるものになる。

「海賊」が何を目標して藤原純友の乱に結集したかは現状では不明確だが、中世初期までの「海賊」についての全体的な整理、研究を通して明確になると思われ、今後の課題としたい。ただその際、あくまでも「海に生きる人々」という観点が必要であろう。

おわりに

以上述べてきたことをまとめると、9世紀中葉から全国的に、「富豪層」を介在して「群盗」=「凶党」の活動が熾んになり、「海賊」もその一翼を担うもので、それは武力を以って律令国家に対抗すると共に、王臣勢家の反律令的行動、自立権力化と結びついてい

たのである。またこの時期、郡司、百姓も、国司襲撃、その非法の訴えなどの様々な行動をとっており、律令国家に対する闘いのうねりが渦まいていたと言え、やがて10世紀の平将門、藤原純友の乱の下地が形成されるのである。

「海賊」の実体は、漁業、運輸、交易等に従事する海に生きる人々で、律令制下の「公民」に復帰する立場にあり、掠奪を生業としていたわけではない。ただ土地に根ざしていないこと、行動半径が広いこと、流動的であることなどが相俟って、全体的に統一されることは稀有である。

藤原純友の乱は稀有な例であるが、律令制支配の矛盾から析出される「海賊」の大規模な叛乱として国家の軍事力と対決し、その限界を明らかにしたが、内包する性格ゆえに自壊するのである。ただ「海賊」が何を目指して結集したかは現在不明確で、それは中世初期までの「海賊」の全体的な整理、研究を通して明確にできると考えられる。

(註)

- (1) 王朝国家についての基礎的整理は、森田悌『研究史王朝国家』でなされている。
- (2) 『広辞苑』
- (3) 日本思想大系8『古代政治社会思想』を参照した。
- (4) 9世紀政治を分析する際、律令制的支配の動揺に対し、その再建を目指す中核としての「新官人群」、「良吏」を基軸とした研究が注目される。
門脇禎二「律令体制の変貌」旧岩波講座『日本歴史』古代3
佐藤宗諱『平安前期政治史序説』
- (5) この事件の謀首は筑後掾従八位上藤原朝臣近成、従犯は少目従七位上建部公貞道で、他にも前掾、蔭子、蔭孫等も参加している。
『三代実録』元慶7年7月19日条、仁和元年12月23日条、
- (6) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』

- (7) 『続日本後紀』承和9年8月29日条
- (8) 『三代実録』元慶8年8月4日条
- (9) 『類聚三代格』斉衡2年6月25日太政官符
- (10) 『日本後紀』延暦18年11月19日条
- (11) 『続日本後紀』承和11年5月19日条
- (12) 日本古典文学大系72『菅家文章 菅家後集』を参照した。
- (13) 『類聚三代格』延暦15年11月21日太政官符所引天平18年7月21日太政官符
- (14) 『三代実録』貞観9年3月27日条
- (15) 『三代実録』貞観3年11月16日条、9年12月4日条、11年3月22日条
- (16) 『三代実録』貞観12年12月2日条
- (17) 『三代実録』元慶2年6月7日条、なお元慶の乱の経過については、同書元慶2年3月29日条～3年6月26日条に詳しい。
- (18) 『三代実録』貞観17年11月16日条、『日本紀略』寛平5年5月15日条、天慶2年4月17日条、天曆元年2月18日条等
- (19) 『日本紀略』寛平元年今年条、『扶桑略記』寛平元年4月27日条
- (20) 『本朝世紀』天慶2年5月15日条
- (21) 『類聚三代格』昌泰2年9月19日太政官符、昌泰3年8月5日太政官符
- (22) 『三代実録』貞観4年5月20日条
- (23) 『三代実録』貞観4年5月20日条、8年4月11日条、9年11月10日条等、
- (24) 『三代実録』貞観9年11月10日条
- (25) 『三代実録』貞観4年5月20日条
- (26) 『三代実録』貞観9年3月27日条
- (27) 『三代実録』貞観9年11月20日条
- (28) 『文徳実録』天安元年6月25日条、『三代実録』天安2年12月8日条
- (29) 『三代実録』元慶8年6月23日条、仁和2年5月12日条
- (30) 『政事要略』巻84、佐渡国三郡百姓等謹解 申請官裁患状事
- (31) 『三代実録』貞観3年7月14日条
- (32) 『文徳実録』天安元年正月16日条、『三代実録』貞観4年12月27日条、13年10

- 月23日条
- 33 門脇禎二「民衆と文字」『日本民衆の歴史』1
- 34 保立道久「律令制支配と都鄙交通」『歴史学研究』468
- 35 『類聚三代路』寛平6年7月16日太政官符
- 36 『類聚三代格』貞観9年12月20日太政官符
- 37 『類聚三代格』天安元年4月11日太政官符、小西瑞恵「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」『日本史研究』166
- 38 『貞信公記』承平2年4月28日条
- 39 『貞信公記』
- 40 『扶桑略記』承平3年12月17日条
- 41 『扶桑略記』承平4年7月26日条
- 42 『扶桑略記』承平5年正月9日条
- 43 『日本紀略』承平6年6月条、『扶桑略記』承平6年6月条
- 44 43に同じ
- 45 『日本紀略』天慶2年12月26日条
- 46 『日本紀略』昌泰2年2月1日条、延喜4年3月4日条、17年是秋条等
- 47 『純友追討記』
- 48 『貞信公記』天慶3年正月30日条
- 49 『貞信公記』天慶3年2月5日条、2月26日条
- 50 『日本紀略』天慶3年8月26日条、10月22日条、11月7日条等
- 51 『日本紀略』天慶3年12月9日条
- 52 『純友追討記』
- 53 『日本紀略』天慶4年5月19日条、7月7日条等
- 54 『本朝世紀』天慶4年11月26日条
- 55 『本朝世紀』天慶4年9月22日条、10月26日条
- 56 『日本紀略』天慶4年11月条
- 57 『将門記』